

自転車購入者限定

自転車保険プレゼント

スタンダード傷害保険（自転車搭乗中等のみ補償特約付帯）

自治体の自転車保険加入義務化条例にも対応！！

※自転車保険加入義務化条例の有無は自治体により異なります。

補償期間



3 か月間

※登録完了の翌日午前0時より3か月後の
応当日の午後4時までの3か月間

補償対象



家族全員

補償内容



ケガの補償
個人賠償責任補償

ケガの補償

入院一時金 **1** 万円

「自転車に係わる事故」によるケガ

※自転車搭乗中などの自転車に係わる事故により入院3日以上の場合

個人賠償責任補償

最大 **1,000** 万円

法律上の損害賠償責任が
生じた時に補償します。

1



自転車を購入したお客様に
プレゼント保険申込書をお渡します。

2



その場で申込書に
必要事項を記入

3



申込日の翌日から
補償開始！
後日、代理店より
補償開始のご連絡を致します。

詳細は裏面の「保険規約」を必ずご覧ください

ペダル自転車購入者プレゼント保険のご案内
 ～スタンダード傷害保険(傷害事故の範囲：自転車搭乗中等のみ補償特約付帯)～

補償の概要

ペダル自転車購入者プレゼント保険のご案内は、被保険者（補償の対象となる方）が保険期間中に自転車に係る事故（※）によって傷害（ケガ）を被った場合に保険金をお支払いする保険です。
 ※ 「自転車に係る事故」とは自転車に乗っている間の事故や、自転車に乗っていないときに運行中の自転車と衝突・接触した事故をいいます。

【補償の内容等】

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
入院一時金	事故によるケガのため、事故発生の日からその日を含めて180日以内に、免責日数（2日）を超えて入院された場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">10,000円 (入院一時金額)</div> <p>※ 1回の入院につき、1回のお支払いが限度となります。（退院後、再入院した場合は合わせて1入院として取扱います。）</p>	次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ・ 被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・ 被保険者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為 ・ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動（注1） ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・ 競技・競争もしくは興行またはこれらの練習のため自転車に搭乗している間の事故 ・ ブレーキ等の制動装置を備えていないために、交通の危険を生じさせるおそれがある自転車に搭乗している間の事故 ・ むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注2） ・ 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 など （注1）テロ行為によるケガに関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約（条件付）」により、保険金お支払いの対象となります。 （注2）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
個人賠償責任保険金（特約）	被保険者が日常生活における偶然な事故や住宅の所有（注）、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の物に損害を与えたりした結果、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合 （注）住宅には別荘など一時的に居住する住宅を含みます。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">損害賠償金の額－自己負担額（0円）</div> <p>※ 1回の事故につき個人賠償責任保険金額（1,000万円）を限度とし、別枠で約款所定の費用（損害防止軽減費用等）をお支払いすることがあります。 ※ 賠償額の決定については、事前に引受保険会社の承認が必要です。 ※ 他の保険契約または共済契約から保険金が支払われている場合には、保険金を差し引いてお支払いすることがあります。</p>	(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ・ ご契約者または被保険者の故意 ・ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動（注） ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 など (2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ・ 職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ・ 職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ・ 同居する親族に対する損害賠償責任 ・ 第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任 ・ 心神喪失に起因する損害賠償責任 ・ 航空機・船舶・車両（人力のものやゴルフ・カートを除きます）の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任 など （注）テロ行為によって発生した損害に関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約（条件付）」により、保険金お支払いの対象となります。

【被保険者（補償の対象となる方）】

株式会社ペダルの各店舗で自転車（※1）を購入された方ご本人およびご本人の配偶者、その他親族（※2）となります。
 ※1：パーツ、キックボード、キッカー、一輪車、三輪車、車椅子を除く
 ※2：本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の親族／本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子

【補償開始日時・保険期間】

申込日の翌日午前0時より3か月後応当日の午後4時まで3か月間

【事故が発生した場合は】

万一事故が発生した場合は、30日以内に下記連絡先にご連絡ください。
 ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
<連絡先> フィナンシャルエージェンシー事故受付デスク 0800-080-0014 (24時間 365日無料)

【お申込みにあたってのご注意】

・ペダル自転車購入者プレゼント保険のご案内は保険契約者を株式会社ペダル、取扱代理店を株式会社フィナンシャル・エージェンシー、引受保険会社を au 損害保険株式会社とするスタンダード傷害保険の商品付帯契約です。被保険者（補償の対象となる方）の方の保険料負担はありません。
 ・上記補償内容については概要を説明したものです。詳しくは a u 損害保険株式会社のホームページにあるスタンダード傷害保険で契約のしおり（普通保険約款・特約集）をご確認ください（<https://www.financial-agency.com/compliance/personalinfo/>）。なお、ご不明な点があれば下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【個人情報の取り扱いについて】

株式会社ペダルおよび株式会社フィナンシャル・エージェンシーは、本事業の運営において知り得た顧客等の個人情報について、個人情報保護法等の法令を遵守し、かつ善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。本保険の取扱代理店である株式会社フィナンシャル・エージェンシーは、本保険の給付金サポート等の保全活動を通じて得た被保険者の情報（但し、いわゆるセンシティブ情報を除きます）について、本保険の契約者である株式会社ペダルに連携・報告を行ない、今後のサービス改善に努めます。なお、下記の利用目的のみで使用致します。詳細は株式会社フィナンシャル・エージェンシーのホームページ（<https://www.financial-agency.com/compliance/personalinfo/>）をご覧ください。

I. お客様よりご利用を受けた各種サービスを提供するため II. お客様に対して各種営業情報及び販促品を提供するため III. Iにおける各種サービスの提供後に、アンケート、その他事項等、改めてお客様と接触をする必要が発生した際のため IV. お客様から頂いたご意見、ご要望にお答えするため V. 傷害保険サービスの提供会社である au 損害保険株式会社の保険引受の審査、本契約の履行のためおよび引受保険会社及び取扱代理店が行う他の商品・サービスの案内のため また、Vについては、利用目的の達成に必要な範囲で、業務委託先、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、再保険会社等に提供することがあります。また、本保険の取扱代理店である株式会社フィナンシャル・エージェンシーは、本保険の被保険者（補償の対象となる方）に対して、電子メールにより、保険に関するメールマガジン・広告等を配信することができるとします。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については au 損害保険株式会社のホームページ（<https://www.au-sonpo.co.jp/>）をご覧ください。

B21D310182 (2/110)

お問い合わせ先
 株式会社 フィナンシャル・エージェンシー
 〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1-19-19
 恵比寿ビジネスタワー 16F
 TEL：0120-907-052 (平日10：00～19：00)

【引受保険会社】
 **損害保険株式会社**